倉庫用建物等の割増償却の償却限度額の計算に	事業年度		•	
関する付表(措法48、68の36、旧措法48、68の36)	又は連結			法人名
<b>国 3 の 13 女</b> (1日 47 40、00 × 12 0、11 1日 42 40、00 × 12 0)	事業年度	•	•	(

割増償却の種	類	L 68条 平(	:•措令1	項( )号 8・措令(	·• 2項(   ) <sup>;</sup> (    ) 号(	号 68条・ ) 平(	措令1項(	)号・2項( )号 )号・2項( )号 借令( )号( ) 借令( )号( )	- 68条・ 平(	措令1項( )-	号・2項( )号 ト( )号( )
事業の種	類	2									
証明等の年月日及び番	号:	3 平	第	•	· 号	平	• 第	• 号	平	• 第	· 뭉
倉庫用建物等の種類	等 4	1									
倉庫用建物等の名	称	5									
設置した工場、事業所等の名	称(	5									
同 上 の 所 在	地	7									
取 得 等 年 月	日;	3 平		•	•	平	•		平	•	
事業の用に供した年月	日!	9 平		•	•	平	•		平	•	
取 得 価	額 1	0			Р	3		円			円
普通償却限度	額 1	1									
割増償却	率 1	2 10		100	3又は18	10.		16又は18 00	10,	100	6又は18 )
割 増 償 却 限 度 (11) × (12)	額 1	3			P	3		P			円
償却・準備金方式の区	分 1	4	償 却	• 準	備 金	償	* 却 •	準 備 金	償	<b>ച</b> 4	隼備 金
適			用		要		件	等			
倉庫用建物の床面	積 1	5			n	î		ni			m²
倉庫用建物等の容	積 1	6			n	i i		m			m³
設備又は施設の設置状	: 況 1	7									
その他参考となる事	項 1	8									

## 特別償却の付表(三十一)の記載の仕方

- 1 この付表(三十一)は、次の(1)から(5)までの規定 の適用を受ける場合(これらの規定の適用を受けるこ とに代えて租税特別措置法第52条の3又は第68条の41 に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含 みます。)に、倉庫用建物等の割増償却限度額の計算 に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六 に添付して提出してください。
  - (1) 租税特別措置法第48条又は第68条の36《倉庫用建物等の割増償却》
  - (2) 平成17年改正前の租税特別措置法第48条又は第68条の36《倉庫用建物等の割増償却》
  - (3) 平成16年改正前の租税特別措置法第48条又は第68 条の36 (倉庫用建物等の割増償却)
  - (4) 平成14年改正前の租税特別措置法第48条第1項 (倉庫用建物等の割増償却)
  - (5) 平成12年改正前の租税特別措置法第48条第1項( 倉庫用建物等の割増償却)
  - なお、連結法人については、適用を受ける各連結法 人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を 「法人名」のかっこの中に記載してください。
- 2 「割増償却の種類1」は、1の(1)から(5)までのいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲むとともに、「平( )」内に該当年数を記載してください。なお、「措令1項( )号・2項( )号」内には、次の(1)に掲げる規定の該当号を記載してください。また、「措令( )号( )」内には、次の(2)又は(3)に掲げる規定の該当号等を記載してください。
  - (1) 租税特別措置法施行令(以下「措置法令」といいます。)第29条の6第1項各号若しくは第2項各号 又は第39条の65第1項若しくは第2項に係る第29条 の6第1項各号若しくは第2項各号
  - (2) 平成17年改正前の租税特別措置法施行令(以下「平成17年旧措置法令」といいます。)第29条の6第1項各号若しくは第2項各号又は第39条の65第1項若しくは第2項に係る第29条の6第1項各号若しくは第2項各号
  - (3) 平成16年改正前の租税特別措置法施行令(以下「平成16年旧措置法令」といいます。)第29条の6第2項第1号若しくは第2号又は第39条の65第2項第1号若しくは第2号
- 3 「事業の種類2」には、倉庫用建物等を事業の用に 供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「証明等の年月日及び番号3」には、倉庫用建物等 について、国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理 部長を含みます。)の証明の年月日及び番号を記載し ます。
- なお、証明に係る書類は、その倉庫用建物等につき この割増償却の適用を受ける最初の事業年度(又は連 結事業年度)の確定申告書(又は連結確定申告書)に 添付してください。
- 5 「倉庫用建物等の種類等4」には、耐用年数省令別

- 表に基づき、倉庫用建物等の種類、構造、細目等を記載します。
- 6 「倉庫用建物等の名称5」には、倉庫用建物等に該 当する資産の名称を記載します。
- 7 「割増償却率12」の分子には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次の数字を○で囲みます。
  - (1) 1の(1)又は(2)の規定の適用を受ける場合… 「10」
  - (2) 1の(3)の規定の適用を受ける場合…「12」
- (3) 1の(4)の規定の適用を受ける場合…「16」
- (4) 1の(5)の規定の適用を受ける場合…「18」
- 8 「償却・準備金方式の区分14」は、その倉庫用建物等につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを〇で囲みます。
- 9 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「倉庫用建物の床面積15」には、次に掲げる規定に規定する倉庫用建物の床面積を記載します。
  - イ 措置法令第29条の6第2項第1号又は第2号
  - ロ 平成17年旧措置法令第29条の6第2項第1号又は第2号
  - ハ 平成16年旧措置法令第29条の6第2項第1号イ若しくはロ又は第2号イ若しくはロ(又は第39条の65第2項第1号イ若しくはロ又は第2号イ若しくはロ)
  - ニ 平成13年改正前の租税特別措置法施行令(以下「平成13年旧措置法令」といいます。)第29条の5第2項第1号イ若しくはロ又は第2号イ若しくはロ
- (2) 「倉庫用建物等の容積16」には、次に掲げる規定に規定する倉庫用建物等の容積を記載します。
  - イ 措置法令第29条の6第2項第3号又は第4号
  - ロ 平成17年旧措置法令第29条の6第2項第3号又 は第4号
  - ハ 平成16年旧措置法令第29条の6第2項第1号ハ 若しくは二又は第2号ハ(又は第39条の65第2項 第1号ハ若しくは二又は第2号ハ)
  - ニ 平成13年旧措置法令第29条の5第2項第1号ハ 若しくはニ又は第2号ハ
- (3) 「設備又は施設の設置状況17」には、次に掲げる 規定に規定する設備、施設等の状況を記載します。
  - イ 措置法令第29条の6第2項各号
  - ロ 平成17年旧措置法令第29条の6第2項各号
  - ハ 平成16年旧措置法令第29条の6第2項各号
  - ニ 平成13年旧措置法令第29条の5第2項各号
- (4) 「その他参考となる事項18」には、倉庫用建物等が耐火建築物又は準耐火建築物のいずれに該当するかを記載するほか、その資産が倉庫用建物等に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を記載してください。